

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

臼杵市（以下「当市」という。）のハザードマップによると、野津町商工会（以下「当会」という。）が立地する野津地域は内陸に位置するため津波による浸水の可能性は低い  
が、河川流域は大雨等による浸水履歴があるため注意が必要である。

(土砂災害：ハザードマップ)

ハザードマップによると、当市は平野が少なく周囲を山に囲まれていることから、山間  
地域一帯は、がけ崩れや地すべり、土石流等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっ  
ている。また、当市はその地形・地質条件等から土砂災害を受けやすい特質があり、地震  
発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間  
接的な災害に伴う二次災害が懸念される。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、臼杵地域では、市街地を中心に、震度  
5強以上の地震が今後30年間で26%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

当市の気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、冬季は比較的晴天の日が多く、年平均気  
温15～17℃で年間平均降水量は1,500～2,000mm の温暖多雨で台風の常襲地域となってい  
る。特に、平成29年の台風18号において、当市では大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に  
被害を受け、人的被害に加え、住家被害も600棟以上に及んだ。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返  
している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得してお  
らず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重  
大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（平成28年経済センサス）

- ・ 商工業者等数 240人
- ・ 小規模事業者数 200人

【内訳】

	業種	商工業者数	うち小規模 事業者数	備考（事業所の立地状況 等）
商工 業者	建設業	39	37	管内に広く分散している
	製造業	22	14	管内に広く分散している
	卸小売業	78	55	国道10号線沿いに多い
	飲食宿泊業	21	18	国道10号線沿いに多い
	サービス業	29	28	管内に広く分散している
	その他	51	48	管内に広く分散している
	合計		240	200

(3) これまでの取組

1) 当市の取組み

- ・ 臼杵市地域防災計画の策定
- ・ 臼杵市一斉総合防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

## 2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの周知等
- ・損保会社と連携した損害保険への加入推進
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行えるような経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、人材育成及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者の事業継続計画策定の支援を行うとともに、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を行う。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年6月1日～令和7年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・当会と当市において、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。なお、当市における本計画に関する担当部署は、産業観光課とする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要等周知し、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の発掘を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策

等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 小規模事業者の事業継続計画策定支援

- ・小規模事業者等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を行う。

## 3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度に事業継続計画を作成（別添）。

## 4) 関係団体等との連携

- ・損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・臼杵市事業継続力強化支援協議会（構成員：臼杵商工会議所、野津町商工会、臼杵市）を年一回程度開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・経営力強化支援事業推進協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進  
当会が行う「経営発達支援事業」と「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、経営力強化支援事業推進協議会（以下「本協議会」という。構成員：当会、臼杵市、大分県中部振興局、大分県商工会連合会及び外部有識者）を設置する。  
ア 上記協議会を1年に1回程度開催し、本協議会の活動内容並びに改善点等の検討を行い事業の目標達成を目指す。  
イ 協議会での検討結果については、理事会に報告し事業実施方針等に反映させるものとする。

### <経営力強化支援事業推進協議会名簿>

(1) 外部有識者	大学の教授・準教授等	1~2人以内
	公認会計士、税理士、中小企業診断士	
	当会会長が必要と認める外部有識者	
(2) 臼杵市職員	当市産業観光課の職員	1~2人以内
	上記以外の臼杵市の職員	
(3) 法定経営指導員	当会法定経営指導員	1人
(4) 大分県職員	大分県中部振興局の職員	2人以内
	上記以外の大分県の職員	
(5) 関係団体の役職員	大分県商工会連合会の職員	2人以内
	他の連携先支援機関の職員	

## 6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 被害状況の把握

地区内小規模事業者等の大まかな被害（会員等の建物、商品及び機械等被害や道路状況、職員の安否等）状況調査(様式：別紙1)を行い、商工会災害システム（全国連版）を活用し、当会と当市、県、大分県商工会連合会等との情報共有を図る。

(別紙\_1) 被害状況報告様式

(野津町商工会)

市町村	事業所名	住所	被害状況	現 状		被害額 (単位:万円)
				営業状況	復旧の目途・状況など	

### 2) 応急対策の実施可否の確認

- ・商工会災害システム（全国連版）の情報により、当会危機管理要領、「表1 危機レベル表」に応じて、応急対策の実施可否について検討、確認を行い当会と当市で情報共有する。
- ・当会機器管理要領、表1（危機レベル表）に定める「危機レベルA」に該当するときは、発災後3時間以内にSNS等を活用し職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し当会と当市で情報共有する。

危機管理要領（表1\_危機レベル表）<抜粋>

危機レベル	危機の状況（目安）
危機レベルA (緊急態勢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当会事務所及びその周辺で震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>・当市が警戒レベル5の防災情報を発令したとき</li> <li>・大規模な自然災害、事故、事件、テロ等が発生した場合において、本部長が「危機レベルA・緊急態勢」を指示したとき</li> </ul>

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、臼杵市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 3) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会と当市が共有した被害情報は、当会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、当市から大分県へ報告する。
- ・県の災害対策本部の被害情報報告にあわせて随時報告・情報共有する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

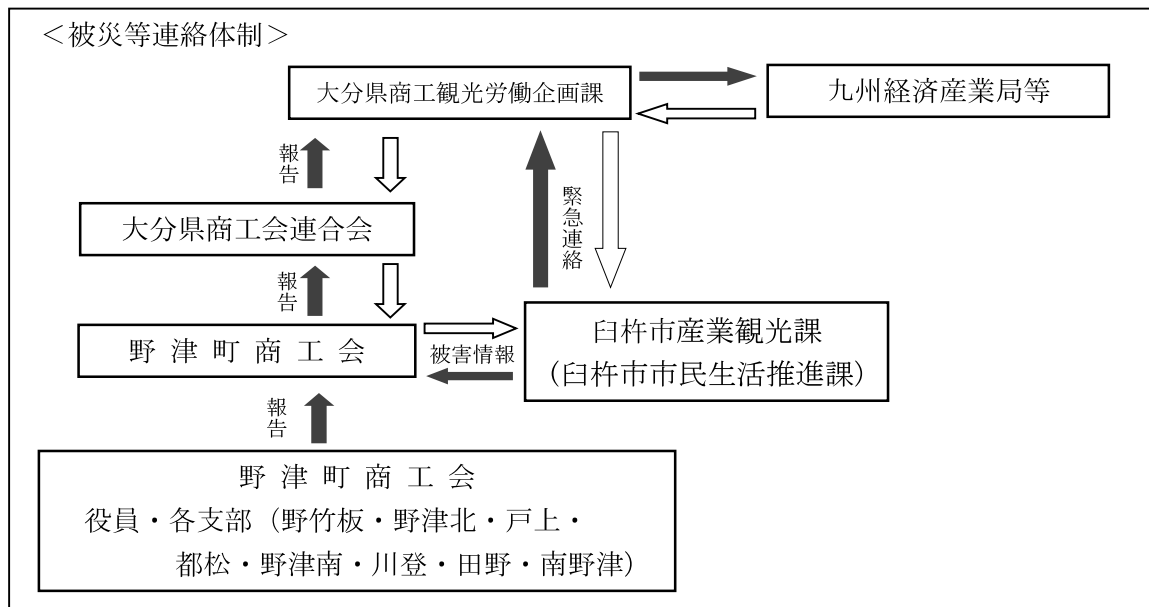
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。  
 ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

・当市で取りまとめた「臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うため、連絡網を次のとおりとする。



- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設・運営方法について、当会と当市が協議する。(ただし、当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、臼杵市等の施策)について、当会小規模事業者等へ周知する。
- ・相談窓口の開設にあたって、対応可能な職員数が不足する場合、当会は、大分県商工会連合会、隣接する商工会等に職員の派遣を要請する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

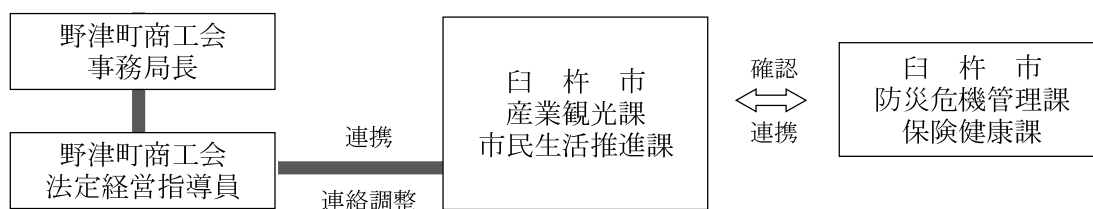
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年6月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：堤 博俊 (連絡先は後述 (3) ①参照)

連絡先：野津町商工会 TEL0974-32-2389 FAX0974-32-3492

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) **商工会、関係市町村連絡先**

①商工会

野津町商工会

〒875-0201 大分県臼杵市野津町大字野津市374番地の1

TEL : 0974-32-2389 / FAX : 0974-32-3492

E-mail : info@notsu.oita-shokokai.or.jp

②関係市町村

臼杵市役所 産業観光課

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵72番1

TEL : 0972-86-2713 / FAX : 0972-63-0203

臼杵市役所 市民生活推進課

〒875-0292 大分県臼杵市野津町大字野津市326番地の1

TEL : 0974-32-2220 / FAX : 0974-32-2224

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	270	270	270	270	270
・専門家派遣費	60	60	60	60	60
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	40	40	40	40	40
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国補助金、県補助金、市補助金、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等